

消防計画作成例フローチャート

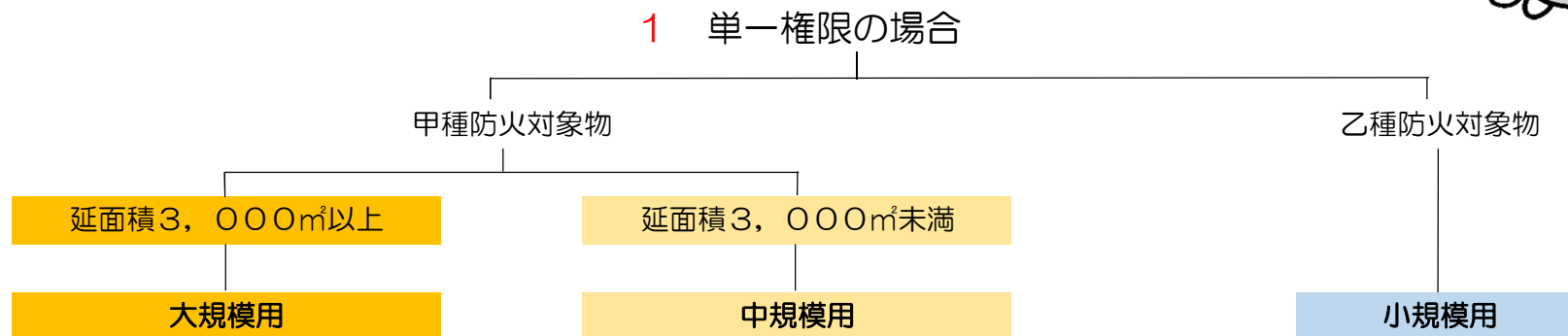
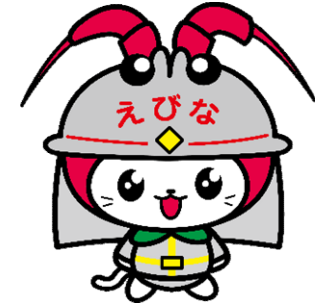
消防計画は、防火対象物又は事業所の規模・用途・収容人数等を踏まえ、その実態に即した内容を消防計画に定めることとされています。次のフローチャートを参考として作成してください。

基本的には1, 2のフローチャートにより、規模別の作成例を使用してください。

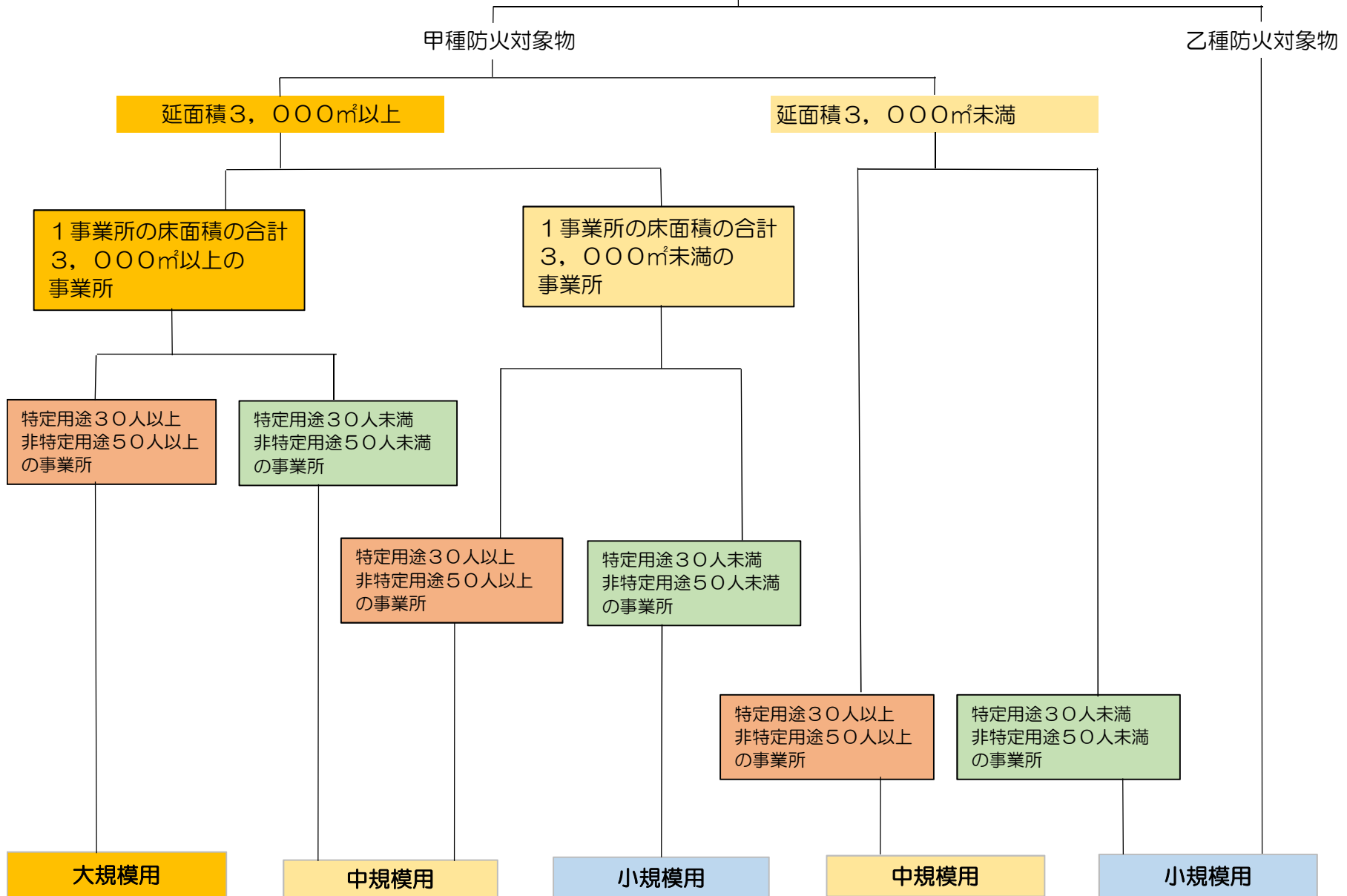
ただし、共同住宅と社会福祉施設についてはその用途の特性に応じたものを別に作成してありますので、3のフローチャートにより、用途別の作成例をご使用ください。

- 1 単一管理権限：1人の防火管理者で建物全体を防火管理する場合
- 2 複数管理権限：複数の防火管理者で建物の異なる場所をそれぞれ防火管理する場合
(例：建物に管理の異なるテナントが複数入居しており、1人の防火管理者で管理することが困難な場合など)
- 3 共同住宅又は社会福祉施設を含む防火対象物
(社会福祉施設はその特殊性や危険性を考慮し、他の部分とは防火管理を別にすることを推奨します。)

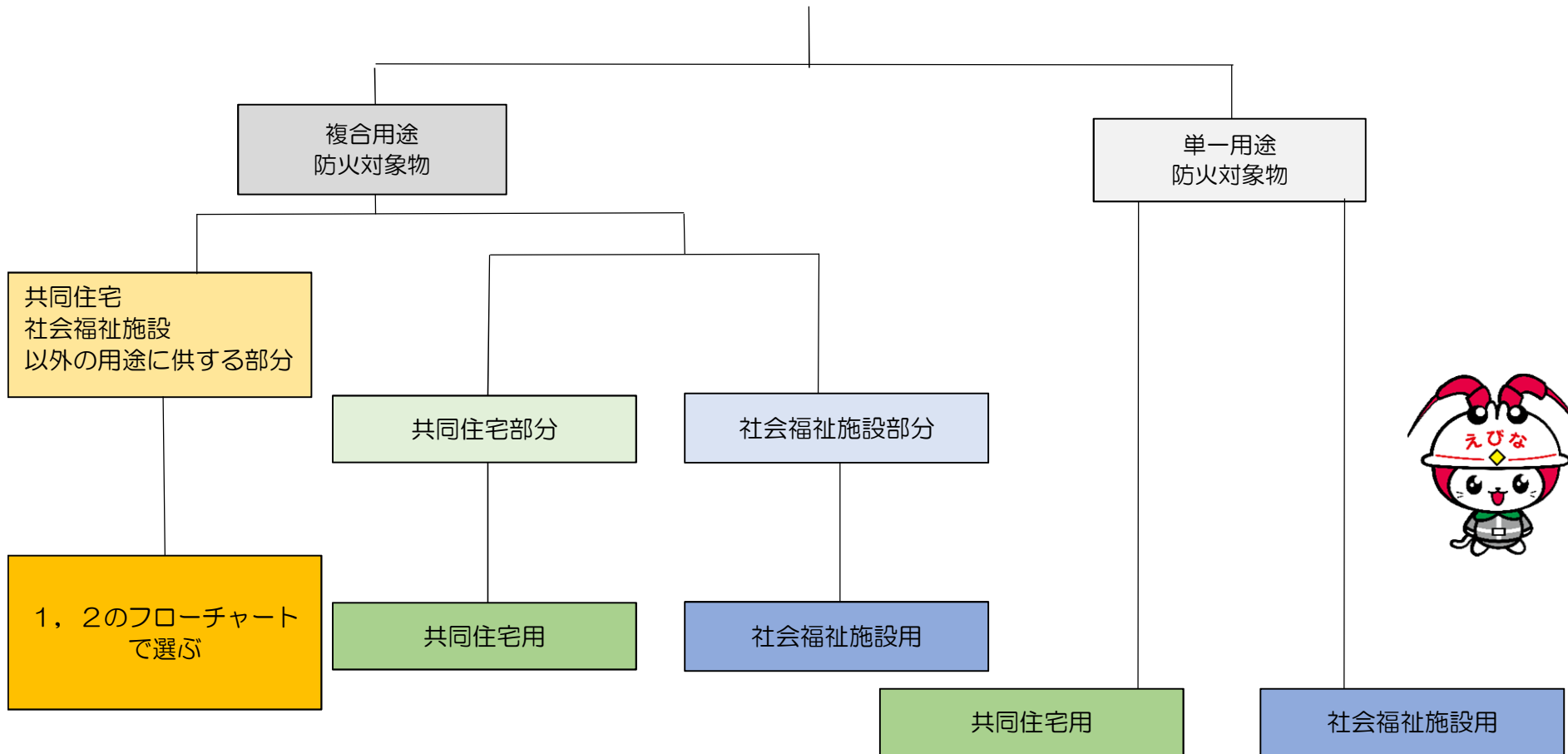
- ※ 甲種防火対象物：特定用途で延面積300㎡以上、非特定用途で延面積500㎡以上の防火対象物
乙種防火対象物：特定用途で延面積300㎡未満、非特定用途で延面積500㎡未満の防火対象物



2 複数権限の場合



3 共同住宅又は社会福祉施設を含む防火対象物



※判断に迷った場合やご不明な点がございましたら海老名市消防本部予防課（防火管理担当）へご相談ください。

海老名市消防本部予防課 046-231-0968